

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成十二年十二月奈良県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第三項ただし書、第三十九条の二第二項ただし書及び第四十条の六第二項ただし書」に改める。

「第7条
第17条第3項ただし書

「第17条第4項において準用する第7条第3項ただし書
第28条第3項ただし書

第35条第3項ただし書

第40

第3項ただし書 「薬 局 医

第4項において準用する第7条第3項ただし書 「薬 局 医

第3項ただし書 薬 品 製 造 業 局 医 店

第3項ただし書 薬 品 製 造 業 局 医 店 卸

第2項ただし書 薬 品 製 造 業 局 医 店 卸 売 販 売 業」 高

第6項ただし書 薬 品 製 造 業 局 医 店 卸 売 販 売 業」 再

局

薬 品 製 造 業

舗 販 売 業

売 販 売 業

度管理医療機器等の販売業及び貸与業

生 医 療 等 製 品 の 販 売 業」

本 籍 地 都 道 府 県 名

第六号様式中

受験者	[日本国籍を有して いない者について は、その国籍]		都道 府県	(国籍)
	ふりがな 氏名		生年月日	
	住所			
	連絡先			
最終学校			卒業、中退 又は修了の 年月日	年
実務経験	年 月 日 から	年 月 日	日まで (
	年 月 日 から	年 月 日	日まで (

性別	男・女
年 月 日	
卒業 日中退 修了	
年 月間)	
年 月間)	

受 験 者

本籍地都道府県名 [日本国籍を有して いない者について は、その国籍]	都道 府県	(国籍)
ふりがな 氏名	生年月日	
住所		
連絡先		

性別	男・女
----	-----

		年 月 日	
--	--	-------------	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。